

名張市公用車両有料広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、名張市有料広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、市が所有又は管理する車両に掲示を認める広告の取り扱いに関する基準を定める。

(掲載車両)

第2条 広告を掲載する車両は、市公用車であって、庁用車両のうち、広告スペースが確保できる車両とする。

(掲載場所)

第3条 広告の掲載場所は、車両の両側側面とする。

(広告の規格)

第4条 広告の大きさは、縦30cm、横50cmを基準とする。

2 広告の中に「名張を応援します(名張市有料広告事業)」の文字を入れるものとする。
字体、仮名遣い等については広告の意匠に合わせるができるものとする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載方法は、広告を描いたマグネットシートを車体に貼り付けるものとし、車体への塗装は行わないものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1年単位とし、1ヵ月単位の掲載も可能とする。ただし、再掲載を妨げないこととし、連続する広告の掲載期間は最長3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、連続する広告の掲載期間は、他の応募が少ない等支障がない場合には、更新できるものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1年当たり18,000円(1ヵ月当たり1,500円)(税込)とする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載料の納入は、広告掲載期間に係る掲載料の総額を一括納入するものとする。

(広告の申し込み)

第9条 広告の申し込みは、要綱第6条に基づき、次の資料を添付するものとする。

(1) 広告の原稿(A4規格に縮小したもの)

(2) 法人又は団体の概要がわかる書類(企業のパンフレットやホームページに掲載している企業概要をプリントしたものなど)

(費用負担等)

第10条 広告の作成、掲載及び撤去作業等は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

2 広告掲載期間内に広告の破損等が生じた場合は、広告主において原状回復するものとする。ただし、市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

3 広告の撤去作業により車体塗装の剥離等が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

(広告の禁止表現)

第11条 広告は、要綱第2条各号に定めるもののほか、色彩、意匠その他デザイン等が次の何れにも該当しない場合に限り掲載することができる。

(1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの

(2) 車両運行上の支障となるもの

(3) 都市景観との調和を損なうもの

(4) その他周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの、又は注意力が散漫となるおそれのあるもの

附 則

この基準は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年8月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この基準は、平成21年8月6日から施行する。

(経過措置)

2. この基準の施行の日に現に掲載している広告の掲載方法については、当該広告の掲載期間が終了するまでの間(名張市公用車両有料広告掲載取扱基準第6条の規定による連続する広告の掲載期間を含む。)同基準第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成23年8月19日から施行する。